伊勢崎市立第四中学校　いじめ防止基本方針

本校では、群馬県いじめ防止基本方針、伊勢崎市いじめ防止基本方針を受け、以下の通りいじめ防止基本方針を策定する。

Ⅰ　いじめの定義

いじめ防止対策推進法（第二条）
この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

Ⅱ　いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

1　いじめ防止等の対策により、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組むことができるようにする。
2　いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、全生徒が十分に理解できるようにする。
3　いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

Ⅲ　いじめに対する基本理念

1　いじめに対する基本認識
すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持つ。
（1）いじめは人権侵害であり、「いじめは絶対に許さない学校」をつくる。
（2）いじめられている子どもの立場に立ち、保護者と連携を密にし、絶対に守り通す。
（3）いじめる子どもに対しては、保護者と連携を図り、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
（4）保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2　未然防止に向けて
学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちによる主体的ないじめ防止活動を推進する。
（1）望ましい人間関係や互いのよさを認め合い、いじめを生まない環境をつくる
（具体的な取組として、あいさつ運動の実施、構成的グループエンカウンター等の活動）
（2）道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
（3）子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自らいじめを生まない集団をつくる。
（4）常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
（5）学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
（6）教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
（7）教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
（8）地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

3　早期発見に向けて
いじめは、大人の目に届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。
（1）子どもの声に耳を傾ける。（各種アンケート調査、生活ノート、個別面談　等）
（2）子どもの行動を注視する。（チェックリスト、SNS の利用状況の確認　等）
（3）保護者と情報を共有する。（電話・家庭訪問、三者面談、ＰＴＡの会議　等）
（4）地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有　等）

4　解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

（1）いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
（2）学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
（3）校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
（4）いじめる子どもには、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪を求める。
（5）法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
（6）いじめが解消した後も、保護者と継続的な連携を行う。
（7）必要に応じて、県が設置しているいじめ問題対策チームの活用を図る。

Ⅳ　いじめ防止対策のための組織

いじめ防止対策推進法第２２条に基づき、いじめの防止等（早期発見、早期対応等）の対策のための組織「いじめ対策委員会」を以下の職員等で構成する。

［校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭、関係教諭］
（※必要に応じて相談員やスクールカウンセラー、学校評議員等を活用する）

Ⅴ　いじめ防止に向けた具体的な取組

	いじめの 防止	いじめの 早期発見	いじめへの 対処	検証
日常の 取り組み	○分かる授業づくり ○全ての生徒が参加・活躍できる授業の工夫 ○いじめを題材とした道徳や学活（６月・１２月） ○あいさつ運動 ○生徒会を中心にしたいじめ防止への取り組み	○日常の観察 ○生活ノート ○二者面談	○いじめ対策委員会の組織的な活動	○生活アンケートによる取り組み評価の集約(学期末)と検証、取り組みの見直し ○学校評価により、保護者のニーズを把握する
生徒指導 部会	○非行防止教室 ○情報モラル教室	○生活アンケート（毎月）	○生徒指導部会による対応 ○関係機関との連携	
教育相談 部会	○構成的グループエンカウンターの実施	○ hyper-QU（６月） ○随時対応の相談体制(相談員・ＳＣ)	○教育相談部会による対応 ○関係機関との連携	
校内研修	○学力向上・授業改善に向けた研修 ○発達障害等を持つ生徒理解のための研修 ○いじめの理解・対応のための研修 ○人権教育推進研修			
保護者 地域	○各学年の保護者会 ○職場体験学習 ○資源回収 ○交通指導 ○四中地区子ども未来会議	○密な連絡関係		

・平成26年2月25日作成、平成27年3月9日改訂、令和2年1月27日改訂、令和3年3月22日改訂
令和4年1月24日改訂